

## 鳥取県外国人材住環境整備支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県外国人材住環境整備支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内事業者が雇用する外国人技能実習制度、育成就労制度、特定技能制度を活用した外国人材や、高度外国人材（高度専門職又は技術・人文知識・国際業務をいう。）（以下、これらをまとめて「外国人材」という。）を、新たに受入れを行う場合又は受入れ人数を増やす場合に、当該外国人材の受入れに必要となる住環境整備等に係る経費の一部を補助することにより、県内事業所で働く外国人材の暮らしの拠点となる住まいの環境改善を支援し、県内事業所への定着を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に、第3欄に掲げる補助率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同欄に掲げる補助限度額を限度とする。）以下とする。

3 本補助金は、事業完了後6か月以内に外国人材を受け入れる場合を補助対象とする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第4欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止

の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(外国人材の受入れ状況の報告)

第8条 前条の実績報告時に外国人材の新規受入れ又は増員が完了していない場合は、受入れ後30日以内に様式第4号により外国人材の受入れ状況を報告しなければならない。なお、様式第4号の提出がない場合もしくは外国人材の新規受入れ又は増員を中止した場合、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産について、知事の定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設、機械及び器具等

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入のあったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(補助事業の取り消し)

第11条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）等の違反のあった場合には、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 事業名・補助対象経費	2 事業実施主体	3 補助率・補助限度額	4 重要な変更	5 その他
<p>(1)住宅環境整備事業                      県内事業者が外国人材の受入れに際し実施する住宅環境整備に係る経費                      &lt;対象経費&gt;                      ・空き家、借間、寮等住居の修繕又は改築(風呂・トイレ等のリフォーム、壁紙・床材の修繕等)に係る工事費等                      &lt;対象外となる経費&gt;                      ・借間の場合、退去時の原状復帰に係る経費                      ・土地の購入、当該購入等に伴う手続きに要する経費                      ・居住機能に直接関係のない工事に要する経費                      ・光熱水費、賃貸家賃等の継続的に発生する経費</p>	<p>事業実施年度以降に新たに外国人材の受入れを行う、もしくは現在受け入れている外国人材を増員する県内事業者(農業者及び農業法人、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者は除く)</p>	<p>補助率 1/3                      補助上限 1,500千円                      (住宅環境整備事業を実施しない場合は、上限500千円)</p>	<p>(1)事業目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の変更                      (2)本補助金の増額を伴う変更</p>	<p>・補助金申請は、1物件(1棟)1回限りとする                      ・1事業者の申請は同一事業年度に1回までとする</p>
<p>(2)インターネット環境整備事業                      県内事業者が外国人材の住居のインターネット環境整備のために実施する工事や接続機器の購入・設置に係る経費                      &lt;対象経費&gt;                      ・インターネット環境(Wi-Fi環境含む)整備に係る工事費等                      ・住居に設置する接続機器(ルーター等)の購入・設置費用                      &lt;対象外となる経費&gt;                      ・インターネットのプロバイダー、Wi-Fi利用料等、継続的に発生する経費                      ・接続機器のレンタル、リースに係る費用</p>				
<p>(3)備品購入・設置事業                      県内事業者が外国人材の生活環境整備のために実施する備品の購入及び設置に係る経費                      &lt;対象経費&gt;                      ・空調設備(家庭用エアコン)、冷蔵庫、洗濯機の購入・設置費用                      &lt;対象外となる経費&gt;                      ・持ち運び可能であるなど目的外使用になりうる備品の購入費用                      ・備品のレンタル、リースに係る費用</p>				

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県外国人材住環境整備支援補助金計画（報告）書

1 事業者情報（代表となる者）

法人名	
事業所名	
事業所住所	〒
担当者名	
担当者メールアドレス	
連絡先（電話番号）	

2 事業内容等

(1) 住宅環境整備事業	※空き家、借間、寮等住居の修繕又は改築に係る詳細（目的・必要性、工事詳細（工事費、工期予定期間、工事を行う住居所在地、実施業者名等））を記載すること。
(2) インターネット環境整備事業	※インターネット環境整備に係る詳細（目的・必要性、工事詳細、購入する接続機器詳細（品名、型番、金額等）、備え付ける住居住所等）を記載すること。
(3) 備品購入・設置事業	※生活環境整備のために購入・設置する家庭用エアコン、冷蔵庫、洗濯機の詳細（品名、型番、金額等）、備え付ける住居住所等を記載すること。

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

--

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、枠内に活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 外国人材の受入れ状況、新規受入れ・増員見込み

在留資格	受入れ人数		新規受入れ又は増員（予定）日	従事する業務の内容（分野）
	事業前	事業後		
技能実習	計 名 <国籍内訳>	計 名 <国籍内訳>	年 月 日	

育成就労	計 名 <国籍内訳>	計 名 <国籍内訳>	年 月 日	
特定技能	計 名 <国籍内訳>	計 名 <国籍内訳>	年 月 日	
高度外国人材	計 名 <国籍内訳>	計 名 <国籍内訳>	年 月 日	
合計	計 名	計 名	—	—

※受入れ人数の事業前欄には、本補助金申請時の人数を記載すること。

※雇用していない又は雇用予定のない在留資格については、0名と記載すること。

## 5 収支予算（決算）

### (1) 収入

(単位：円)

	予算額	決算額	備考
県補助金			
その他			
自己財源			
合計			

### (2) 支出

(単位：円)

	予算額	決算額	備考
需用費			
委託費			
工事請負費			
備品購入費			
合計			

※消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。

※各支出の金額が分かる資料を添付してください。

※委託費について、県内事業者への発注が困難な場合は、県外発注理由書（様式第2号（別紙様式））を作成してください。

### 添付書類

- 見積書（計画書提出時）、領収書の写し等支出が分かる書類（実績報告提出時）
- 新たに外国人材を受け入れるための証明書又は雇用契約書等の写し
- 住宅環境整備事業については、整備前、整備後の様子が分かるもの（様式任意）

様式第 2 号 (別紙様式)

県外発注理由書

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	県内発注できない理由、県外発注でなければならない理由

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県外国人材住環境整備支援補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県外国人材住環境整備支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県外国人材住環境整備支援補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

鳥取県外国人材住環境整備支援補助金を活用した外国人材の受入れ状況について（報告）

年 月 日付で実績報告を行った鳥取県外国人材住環境整備支援補助金（以下「本補助金」という。）について、本補助金を活用して住環境整備を行った外国人材の受入れ状況を下記のとおり報告します。

記

在留資格	受入れ人数		新規受入れ又は 増員日	従事する業務の内容 (分野)
	事業前	事業後		
技能実習	計 名 <国籍内訳>	計 名 <国籍内訳>	年 月 日	
育成就労	計 名 <国籍内訳>	計 名 <国籍内訳>	年 月 日	
特定技能	計 名 <国籍内訳>	計 名 <国籍内訳>	年 月 日	
高度外国人材	計 名 <国籍内訳>	計 名 <国籍内訳>	年 月 日	
合計	計 名	計 名	—	

<添付書類>

- ・雇用契約書の写し等、新たに受け入れた外国人材の状況が分かる書類